

様式Ⅲ 2 (1)② A 補助金等適正化法が適用される場合

補助金等の交付等に関する事項（公益法人向け補助金等全般に対する措置）
（補助金等に係る事業概要等）

（平成 21 年度実績）

1. 公益法人の名称	(財) 日本消防協会	
2. 補助金等の名称	一般会計・日本消防協会補助金（総務省）	
3. 補助金等に係る 事業概要、主な 使途		
概要	火災予防思想普及事業及び消防団員の教育訓練事業	
主な使途	・「日本消防」の発行 ・全国女性消防団員活性化大会の実施 ・全国消防操法大会 ・国民保護関係幹部研修 ・消防団幹部特別研修 ・新時代に対応した消防団の運営方策の普及	
4. 補助金等適正化 法適用の有無	☒ 有 ・ 無	
当該法人を選定し た理由	当協会は、消防団員の福利厚生の充実、消防知識技能の向上や消防思想の普及徹底等により社会の厄災を防止し、人類共同の福祉増進に寄与することを目的として設立された法人であり、全国の約 89 万人の消防団員を会員に擁するわが国唯一の消防団員の全国組織である。 一方当該補助金は消防団の充実強化を積極的に推進していくことを目的としているが、具体的な事業の実施についてはその内容、方法等から（財）日本消防協会の組織を最大限に活用して行うことが事業効果を全国的に広めるという観点等から最も適切であると判断されるものである。	